

診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成 19 年度調査）
ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査
結果概要（速報）

1. 目的

- ・本調査では、平成 18 年度に実施した「一次調査」「二次調査」に引き続き、ニコチン依存症管理料算定患者の追跡調査を実施し、当該患者における禁煙指導終了後 9 か月後（禁煙指導開始から 1 年後）の禁煙成功率を把握することを目的とした。

2. 調査対象

- ・本調査では、平成 18 年度に実施した「一次調査」で有効回答を得られたニコチン依存症管理料算定保険医療機関 456 施設において、平成 18 年 6 月と 7 月の 2 か月間に、ニコチン依存症管理料の算定を開始した全患者を対象とした。

3. 調査方法

- ・医療機関が記入する自記式調査票の郵送配布・回収とした。
- ・一次調査の対象患者について、禁煙指導終了から 10～11 か月目となる平成 19 年 7 月に、その時点での禁煙／喫煙の状況を医療機関が電話により調査し、その結果を調査票に転記する形式とした。
- ・また、本調査対象患者の禁煙／喫煙状況を客観的に確認して禁煙継続率を算出することを目的に、呼気一酸化炭素濃度検査に協力が可能な施設を募り、調査対象患者のうち「禁煙継続」とされた患者の呼気一酸化炭素濃度検査を実施した。
- ・調査時期は平成 19 年 7 月～8 月とした。

4. 調査項目

- ・指導終了 9 か月後の禁煙／喫煙等の状況

5. 結果概要

（1）回収の状況

図表 1 回収の状況

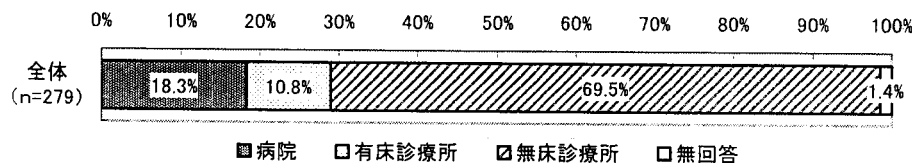
	有効回収数	有効回収率
回答施設数	279	61.2%
調査票に記載された患者数	2,546	—

*一次調査の患者調査でニコチン依存症管理料算定要件外であるデータ、プリンクマン指数が 200 未満もしくは TDS 点数が 5 点未満のデータ、および算定開始日が平成 18 年 6 月・7 月以外のデータ、本調査の調査日が平成 19 年 6 月以前のデータを無効票として除き、有効回収数とした。

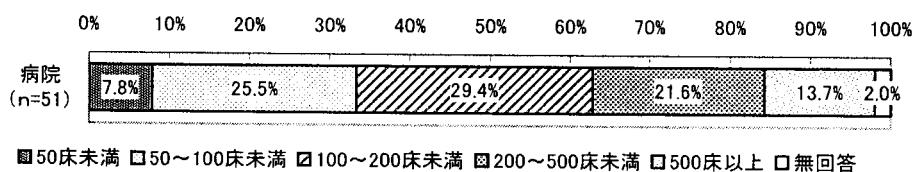
(2) 回答施設の概要

1) 施設区分

図表 2 施設区分

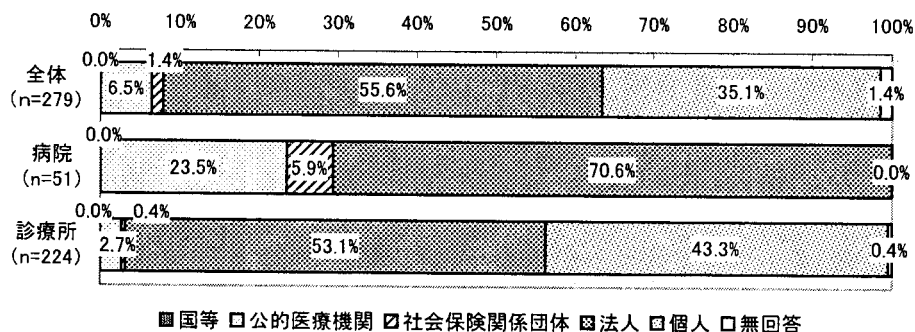


図表 3 許可病床数 (病院)



2) 開設主体

図表 4 開設主体



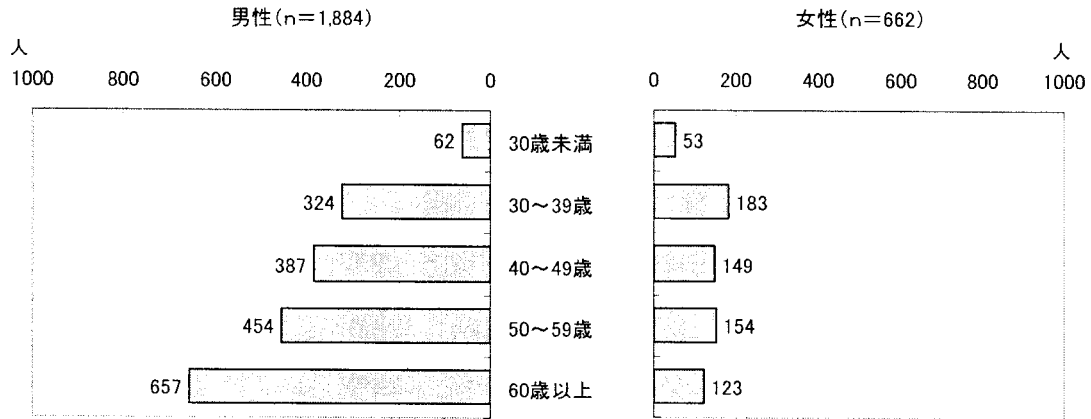
※参考：開設主体

国等	厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等
公的医療機関	都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会等
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合およびその連合会、共済組合およびその連合会、国民健康保険組合等
法人	公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等
個人	

(3) 患者の状況

1) 患者の属性：男性 1,884 人、女性 662 人、計 2,546 人

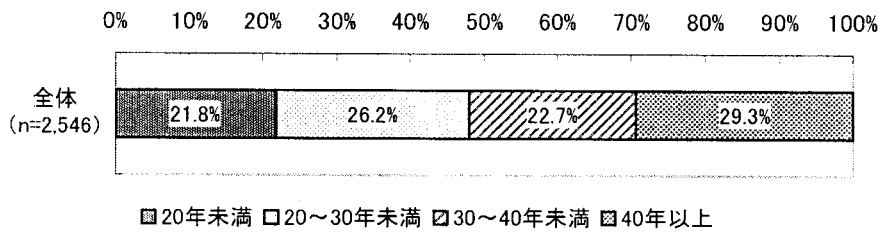
図表 5 患者属性（性別・年齢階級別）



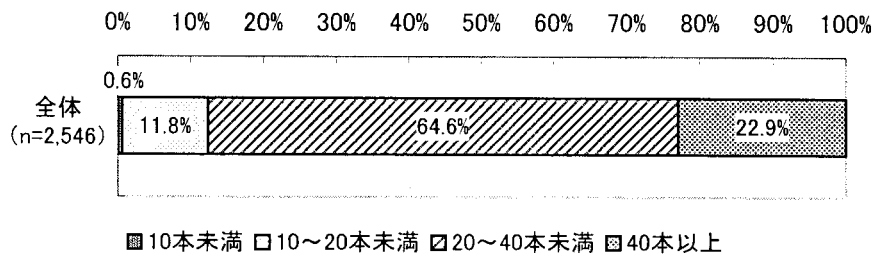
(注) 年齢は禁煙指導開始時の年齢。

2) 禁煙指導開始時の状況

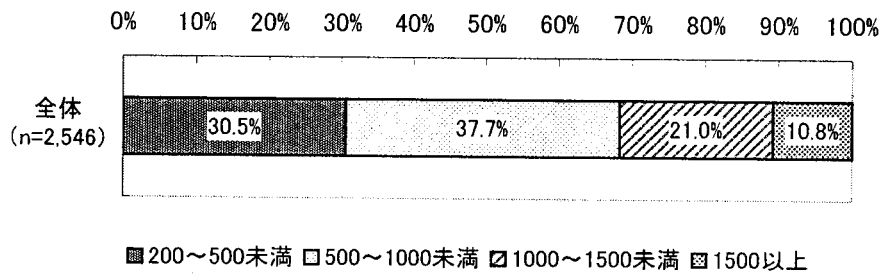
図表 6 禁煙指導開始時における喫煙年数



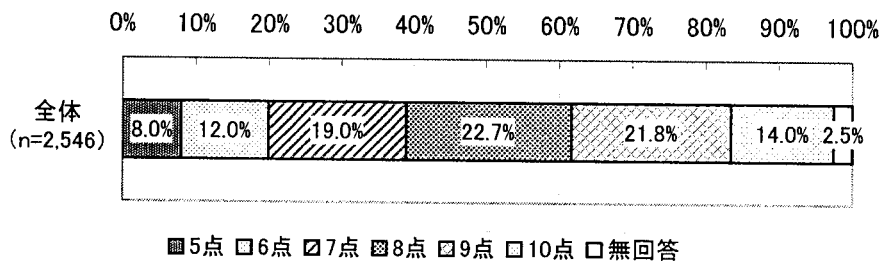
図表 7 禁煙指導開始時における1日あたり喫煙本数



図表 8 禁煙指導開始時におけるブリンクマン指数

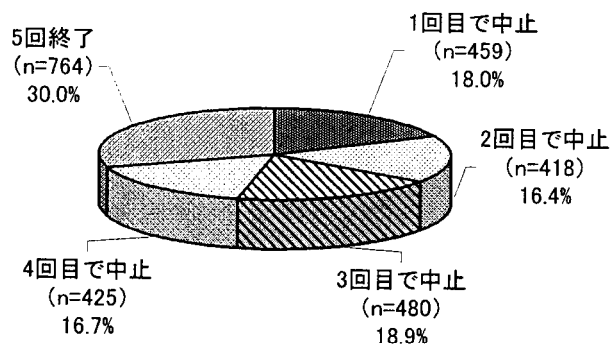


図表 9 禁煙指導開始時における TDS 点数



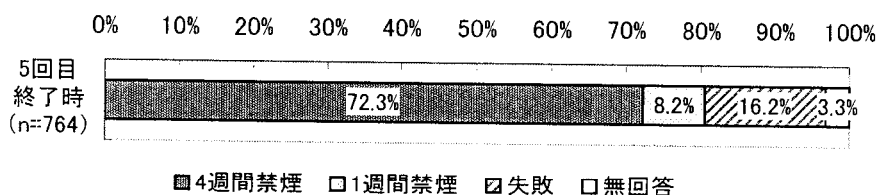
3) ニコチン依存症管理料算定回数 の 状況

図表 10 ニコチン依存症管理料算定回数 の 状況 (n=2,546)



4) 5回の指導を終了した患者の指導終了時の状況

図表 11 5回の指導を終了した患者の指導終了時の状況



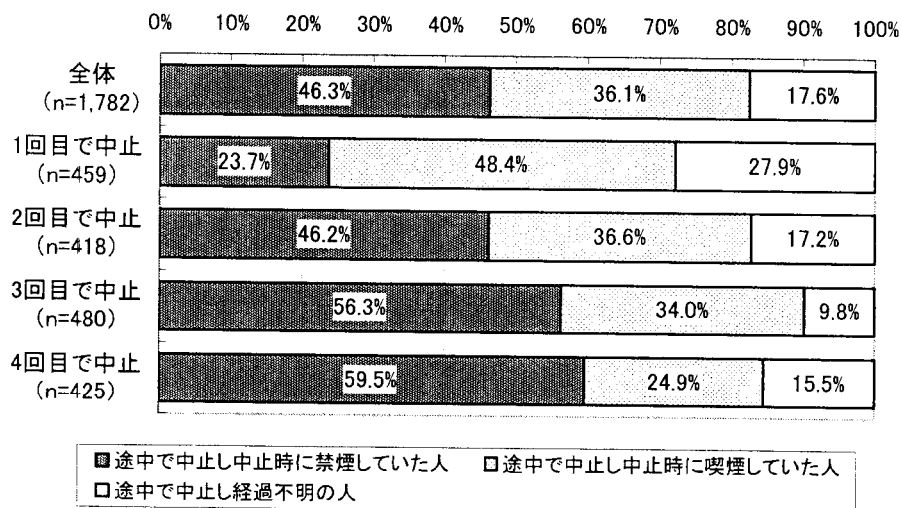
※参考：禁煙の定義

【指導終了時】

4週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回終了時点で禁煙しており、5回終了時からさかのぼって少なくとも4週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ かつ、4回目と5回目の指導時の呼気一酸化炭素濃度の値が非喫煙者レベル（8ppm未満）であった人
1週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回の治療が終了している時点で禁煙しており、5回終了時点からさかのぼって少なくとも1週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ かつ、5回目の指導時の呼気一酸化炭素濃度の値が非喫煙者レベル（8ppm未満）であった人

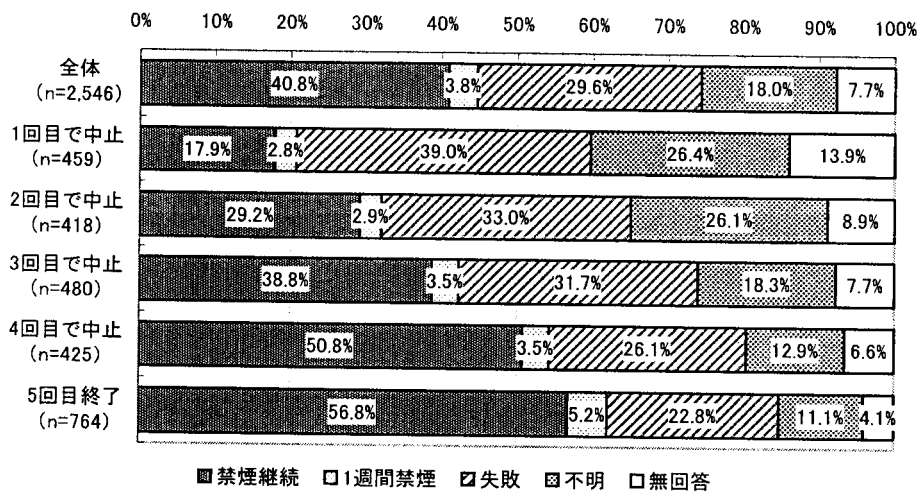
5) 5回の指導を途中で中止した患者の中止時の状況

図表 12 5回の指導を途中で中止した患者の中止時の状況

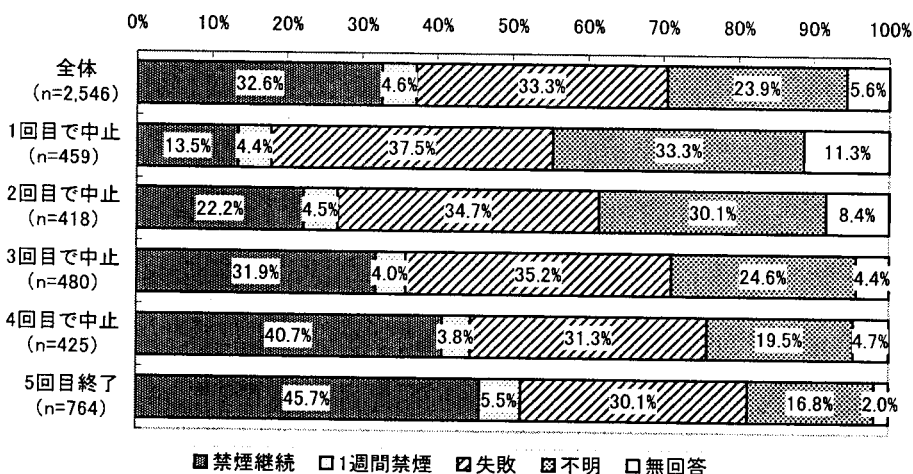


6) 算定回数別の指導終了3か月後および9か月後の状況

図表 13 算定回数別の指導終了3か月後の状況



図表 14 算定回数別の指導終了9か月後の状況



※参考：禁煙の定義

【指導3か月後・9か月後】

1週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月後（9か月後）の調査時点で禁煙しており、少なくとも1週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・禁煙／喫煙の状況については、自己申告とする。
禁煙継続	<ul style="list-style-type: none"> ・5回目の指導終了時から3か月後（9か月後）調査までの期間、または指導中断時から3か月後（9か月後）調査までの期間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・禁煙／喫煙の状況については、自己申告とする。

※参考

イギリスの1年間継続禁煙率 17.7%

出典： Janet Ferguson, Linda Bauld, Johon Chesterman & Ken Judge(2005)
The English smoking treatment services : one-year outcomes.
Addiction,100(Suppl.2)59-69

英国の禁煙治療法

禁煙開始前に1-2回、開始日以降は4週間にわたって毎週1回、全体で5-6回の個別指導またはグループ療法が実施されているが、期間が1か月あまりと短く、日本のほうがより密度濃い指導内容となっている。なお、薬物療法は8週間であるが、毎週引換券をもらう必要があり、日本に比べてより手間がかかり、使用期間が短くなる可能性が考えられる。